

日本建築学会・土木学会連携タスクフォース 運営規程

2023年7月14日 制定

第1条（目的） 日本建築学会と土木学会は、両学会の協力に関する覚書（MOU、2021年11月11日締結）に基づき、日本建築学会・土木学会連携タスクフォース（以下、タスクフォースという）を設置し、建築学・土木工学の共通課題に連携して取り組むことにより、双方の学術的知見を学会内外に発信することをもって、建築学・土木工学の発展と持続可能な社会形成に寄与することを目的とする。

第2条（事業） タスクフォースは、前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- （1）両学会の連携による学術的意義・社会的効果に関する事項
- （2）両学会会員の意識調査に関する事項
- （3）両学会が連携して取り組むべき課題の抽出と、共同研究体制に関する事項
 - ① 設計方法、ライフサイクルマネジメントに寄与するもの
 - ② 災害に対する調査・研究に寄与するもの
 - ③ 脱炭素社会の構築に寄与するもの
 - ④ 社会の情報化に寄与するもの
 - ⑤ 都市の再生に寄与するもの
 - ⑥ 安全・安心・健康環境の提供に寄与するもの
 - ⑦ 新時代に対応できる人材の育成と育成環境の整備に寄与するもの
 - ⑧ 人口減少・少子高齢化社会・男女共同参画に寄与するもの
 - ⑨ その他
- （4）関連学術分野との連携に関する事項
- （5）各学会からの付託に関する事項
- （6）広報に関する事項
- （7）その他このタスクフォースの目的に則した事項

第3条（組織） タスクフォースは次の委員をもって組織する。

- （1）委員長（各学会より1名の計2名）
- （2）幹事（各学会より2名以内および各学会の専務理事の計6名）
- （3）委員（各学会より15名程度の計30名程度）
- （4）顧問（必要に応じて顧問を置くことが出来る。）

第4条（委員の任期） 委員の任期は2か年とし、6月に始まり翌々年5月に終わる。

ただし、再任は妨げない。

2. 各学会の役職による委員はその在任期間とする。

第5条（運営） タスクフォースは委員長が招集して開く。

2. その他運営に関する必要な事項は、タスクフォースにおいて定める。

第6条（幹事会） タスクフォースに幹事会を置く。

2. 幹事会は、委員長・幹事をもって構成する。幹事会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

3. 幹事会には、代表幹事を置くことができる。代表幹事は、委員長が指名する。

第7条（ワーキンググループ） タスクフォースは、第2条の事業を実施するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2. ワーキンググループの組織運営については別途、ワーキンググループ運営規程に定める。

第8条（予算等） タスクフォースの予算は、両学会の相談により定める。

第9条（規程の改廃） この規程の改廃は、両学会の理事会の決議によって行う。

附 則 （2023年7月14日 理事会議決）この規程は、2023年7月14日から施行する。